

発行：東京都豊島区  
編集：企画部広報課  
豊島区東池袋1-18-1  
☎ 170 ☎ 981-1111  
〈毎月10日・25日発行〉

# ししま

## 10月の安売リ

- 18日(水) ... 鳥肉
- 19日(木) ... 青果
- 20日(金) ... 魚
- 21日(土) ... 肉

### 昭和53年区政功労者

## 晴れの式典に48名



豊島区表彰条例に基づき区政功労者の表彰式が、10月2日、区民センターで行われました。

この表彰制度は、自治、教育、衛生、社会福祉事業、公共事業、産業振興および公益に功勞のあつた方々を広く顕彰し、その功績をたたえるための制度で、昭和44年発足以来10回目を迎えました。

当日は、表彰審査会の慎重な審議を経て選ばれた次の方々が、晴れの表彰式にのぞみました。(敬称略)

### 区の振興発展と

### 教育・福祉の向上に貢献

### 自治功勞

- ◇附属機関の委員  
枝 清 鎌倉が谷3の11の5  
遠藤元一郎 栗駒4の35の1
- ◇各種相談員  
岩淵 健治 東池袋4の6の9  
吉田 和夫 南大塚3の10の5  
鶴岡 福幸 長崎5の10の6

### 教育功勞

- ◇区立小中学校  
岡崎 宏造 高田1の40の12  
松岡 昌子 栗駒1の3の3
- ◇私立幼稚園に勤務する教職員  
高木 良子 新宿区二十騎町23の1  
西村 友子 文京区大塚2の4の8の3
- ◇私立幼稚園  
工藤 壽一 栗駒5の45の9  
阪本 俊二 南長崎5の25の8  
田島喜代子 池袋2の1048  
中村 洛子 杉並区久我山4の37の15

### 社会福祉事業功勞

- ◇民生委員  
秋元 ハナ 長崎4の23の6  
大橋 勲 東池袋4の26の11

### 豊島区休日準夜診療所を開設

10月15日から医師会館内に

日曜や祝祭日の夜になって、どろも体の具合が悪い、あるいは急に赤ちゃんと熱を出したなどといった経験をお持ちの方は、外多し、ことと思いませんか。

このような時に応急の処置ができるよう、豊島区医師会が豊島区の委託により「豊島区休日準夜診療所」を、来る10月15日から開設することにいたしました。

休日の夜に急な病気の場合に、利用ください。

◇開設場所：豊島区医師会館1階

◇休日準夜診療時間：医師会館内で、午後5時～10時(診察受付は9時15分まで)

◇受付時間：午後5時～9時15分(12月29日～1月3日を含む)

◇診察内容：内科、小児科を主とする

◇提示するもの：健康保険証

この結果、豊島区内の休日診療の委託により「豊島区休日準夜診療所」を、来る10月15日から開設することにいたしました。

休日の夜に急な病気の場合に、利用ください。

◇休日準夜診療時間：医師会館内で、午後5時～10時(診察受付は9時15分まで)

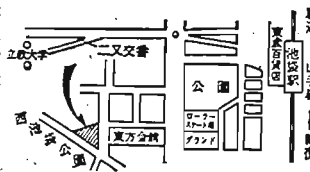
◇受付時間：午後5時～9時15分(12月29日～1月3日を含む)

◇診察内容：内科、小児科を主とする

◇提示するもの：健康保険証

この結果、豊島区内の休日診療の委託により「豊島区休日準夜診療所」を、来る10月15日から開設することにいたしました。

### 豊島区医師会館案内



### 中小企業倒産防止共済制度

中小企業倒産防止共済制度は、中小企業者の相互扶助をめざすもので、共済制度加入者が取引先企業に倒産した場合には、共済金の請求が出来ます。

この制度のあらましは、次のとおりです。

◇加入資格  
一定規模の中小企業者、協同組合等で、引き続き1年以上事業を行っており、継続的な取引状況、経理内容が明確には握できることなどが必要です。

◇掛金  
月額5千円、1万円、1万5千円、2万円の4種類で、そのいずれかを選択することができ、総額10万円まで積立することが出来ます。

掛金は税法上、法人は損金、個人事業主は必要経費算入の取り扱いになります。

◇共済金の貸付請求  
まず、共済契約締結の日から6か月以上経過し、掛金を6か月以上納付していることが必要です。

この場合、取引先が倒産し、回収困難な売掛債権等がある場合、その倒産の日から6か月以内であれば、共済金の請求が出来ます。

◇貸付を受けられる額  
回収困難となった売掛債権と前渡金返還請求権の合計額、または納付した掛金の額の10倍のいずれか少ない額となります。

貸付けを受けた共済金は、無利子で5年以内の償還となります。

◇掛金一括前納の特例  
来年3月末日までの特例として掛金月額60倍(5年分)の掛金を一括前納することが出来ますが、この際に前納減額を要しない旨を申し出た場合は、次のような特例の貸付けが受けられます。

取引先企業の倒産が一括前納をした日から3か月以上経過した後、に生じ、その取引先から取引の対価として受け取った手形を、銀行等の金融機関で割引し、その手形について金融機関から買戻し請求を受け、これに際した場合は、掛金の10倍の範囲内で貸付けを受けられます。

◇解約  
解約はいつでも出来ます。掛金納付月数が12か月以上の加入者が解約した場合、掛金納付月数に同じ、掛金払込額の75%が解約手当金として支払われます。

◇問い合わせ・加入申込み  
中小企業共済事業課  
☎ 501-71711  
東京商工会議所豊島支部  
☎ 981-6464

### 加入促進のため 掛金一括前納資金を 融資します

区では、中小企業倒産防止共済制度への加入促進を図るため、10月11日から次のとおり倒産防止共済資金の融資を行いますので、ご利用ください。

◇対象  
豊島区中小商工業融資の対象となる方で、共済制度加入申込みを行い、既に掛金の一括前納をした方、あるいはこれから前納をしようとする方。ただし、前納減額を要しない旨を事業団に申し出ることが必要です。

◇融資額  
60万円以内(利率年2%)

◇返済期間  
貸付月の翌月から60か月以内

◇問い合わせ・申込み  
経済政策課係(2)453

### 産業振興功勞

- ◇町会長  
秋元 和貴 長崎4の23の6  
北村 茂義 池袋2の949  
竹ノ谷 恒 西池袋2の21の8  
中村 孝三郎 西池袋2の23の2  
野坂 新一 上池袋3の37の3  
松本昇次郎 池袋本町3の21の1
- ◇関係各種団体の長  
井田 洗三 東池袋1の24の6  
岩倉 保蔵 南大塚3の44の13  
内田 房吉 南大塚3の52の3  
大岡 康栄 長崎3の8の5  
岡河 幹男 東池袋5の18の8  
並木吉太郎 栗駒5の15の8  
広瀬 道正 南大塚1の46の26  
山本 辰次 上池袋4の26の7
- ◇各種団体の長  
池田 要作 西池袋3の17の22  
岩岡 清 鎌倉が谷2の22の20  
斎藤福次郎 南池袋2の5の3  
中村 豊 池袋本町1の38の7  
藤原 重巳 池袋本町1の34の10  
村田勝太郎 長崎4の21の1

### 公益功勞

- ◇人命救助者  
中田 正三 池袋本町1の20の5  
村田 勉 池袋本町2の2の20

取引先企業が倒産した場合に役立つ

中小企業倒産防止共済制度は、中小企業者の相互扶助をめざすもので、共済制度加入者が取引先企業に倒産した場合には、共済金の請求が出来ます。

この制度のあらましは、次のとおりです。

◇加入資格  
一定規模の中小企業者、協同組合等で、引き続き1年以上事業を行っており、継続的な取引状況、経理内容が明確には握できることなどが必要です。

◇掛金  
月額5千円、1万円、1万5千円、2万円の4種類で、そのいずれかを選択することができ、総額10万円まで積立することが出来ます。

掛金は税法上、法人は損金、個人事業主は必要経費算入の取り扱いになります。

◇共済金の貸付請求  
まず、共済契約締結の日から6か月以上経過し、掛金を6か月以上納付していることが必要です。

この場合、取引先が倒産し、回収困難な売掛債権等がある場合、その倒産の日から6か月以内であれば、共済金の請求が出来ます。

◇貸付を受けられる額  
回収困難となった売掛債権と前渡金返還請求権の合計額、または納付した掛金の額の10倍のいずれか少ない額となります。

貸付けを受けた共済金は、無利子で5年以内の償還となります。

◇掛金一括前納の特例  
来年3月末日までの特例として掛金月額60倍(5年分)の掛金を一括前納することが出来ますが、この際に前納減額を要しない旨を申し出た場合は、次のような特例の貸付けが受けられます。

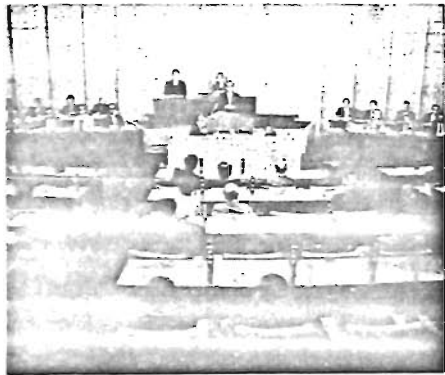
取引先企業の倒産が一括前納をした日から3か月以上経過した後、に生じ、その取引先から取引の対価として受け取った手形を、銀行等の金融機関で割引し、その手形について金融機関から買戻し請求を受け、これに際した場合は、掛金の10倍の範囲内で貸付けを受けられます。

◇解約  
解約はいつでも出来ます。掛金納付月数が12か月以上の加入者が解約した場合、掛金納付月数に同じ、掛金払込額の75%が解約手当金として支払われます。

◇問い合わせ・加入申込み  
中小企業共済事業課  
☎ 501-71711  
東京商工会議所豊島支部  
☎ 981-6464

準夜診療事業・麻しん予防接種等

健康を重点に



補正予算 総額2,850万円 第3回区議会定例会開く

昭和53年第3回区議会定例会は、9月28日招集され、10月9日まで開かれました。冒頭、日比区長は、補正予算など七つの案件を提案するにあたり、概略次のように招集の挨拶を行いました。

および区長会務五項目の措置問題と、いずれも継続協議事項として、暫定的に合意した総額1億1,200万円のほか、東京都が実施する準夜診療事業に伴う設備、人件費等の助成経費、および予防接種法施行令の改正により実施することとなった麻しん予防接種関係経費でありまして、いずれも本年10月中旬に開始する事業であります。

千算の内容は、国民健康保険被保険者の高額療養費資金貸付金の追加額1,200万円のほか、東京都が実施する準夜診療事業に伴う設備、人件費等の助成経費、および予防接種法施行令の改正により実施することとなった麻しん予防接種関係経費でありまして、いずれも本年10月中旬に開始する事業であります。

10月12日から

「中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」が施行されます

本条例は中高層建築物の建築に伴って生ずる日照、通風、採光等の阻害、騒音、電波障害等並びに工事中の騒音、振動等に関する隣関係住民と建築主との間の紛争を未然に防止、発生した紛争の解決をはかるのが目的です。

近隣関係住民とは、①建築する敷地境界線から、当該建築物の高さの2倍の水平距離の範囲内にある土地または建築物の所有者等、②または電波障害の影響を著しく受けると思われる者をいいます。

第三に区長は当事者の双方から申し出があったときは①「あつせん」を行います。しかし、あつせんによつての解決の見込みのないときは、あつせんを打ち切り、②当事者に対し、区長の付随機関の調停委員会の調停に移行するよう勧告を行うことができます。

本日、昭和53年第3回区議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位は、何かとご多忙中にもかかわらずご出席を賜りまして、深く感謝申し上げる次第であります。

また、本年度の都区財政調整につきましても、「区内」とあり、都区間における大きな争点、すなわち、一般会計借入金取り扱いは、折衝に入ると定めてあります。

次に、本日ご提案申し上げる案件のうち、一般会計予算補正第三号について概略ご説明申し上げます。

先月末、新聞折込で、日影規則についての「豊島区のお知らせ」の「利用について」

中高層建築物とは、区建築主事が担当する500平方メートル以下等の建築物で、準工業・商業・近隣商業・住居・第二種住居専用の各地域では、高さが10メートルを

超えるものをいい、第一種住居専用地域では、軒の高さが7メートルを超えるもの、または地階を除く階数が3以上のものをいいます。

第一に調停の設備が建築主に対して、建築敷地の見やすい場所に設けるよう義務づけられます。第二に説明会は、住民の申し出があった時には、建築主は開催しなければなりません。

先月末、新聞折込で、日影規則についての「豊島区のお知らせ」の「利用について」



生活用品の情報とあっせん りさいくふにカーす

Table with 3 columns: 分類 (Classification), 取ります (To be exchanged), and 譲ってください (Please give). It lists various household items like clothing, toys, sports equipment, and electronics.

りさいくふにカーす
あなたの家庭では、不用になった生活用品、また譲ってほしい生活用品はありますか。

消費者講座
テーマ：やさしいリフォーム
日時：10月25日(水)
午前10時～正午
午後1時30分～3時30分

特別区財源獲得大会
特別区議会、財政確保のため、超過負担の完全解消、地方交付税率の引上げと適正配分、起債権を当面市に譲渡、財政獲得大会を開催します。

☆豊島区史資料編
☆豊島の足跡
豊島がめざましくなりました。購入できる最後のチャンスです。

☆豊島区史資料編(一) A5判
☆豊島の足跡
A5判 1冊2千円 資料編(二) A5判 1冊3千円

特別区財源獲得大会
特別区議会、財政確保のため、超過負担の完全解消、地方交付税率の引上げと適正配分、起債権を当面市に譲渡、財政獲得大会を開催します。

# 秋の全国防犯運動

## 10月11日から10月20日まで

### 池袋・目白・巣鴨警察署

秋の防犯運動が全国一斉で行われます。

▽今回の運動は

○あき曇とびり泥しの防止

○自転車盗の防止

○侵入ドロボウ

○自走車防犯登録

○自転車ドロボウ

○侵入ドロボウ

○自走車防犯登録

○自転車ドロボウ

○侵入ドロボウ

○自走車防犯登録

○自転車ドロボウ

○侵入ドロボウ

○自走車防犯登録

○自転車ドロボウ

○侵入ドロボウ

○自走車防犯登録

○自転車ドロボウ

○侵入ドロボウ

○自走車防犯登録

○自転車ドロボウ

○侵入ドロボウ

○自走車防犯登録

○自転車ドロボウ

○侵入ドロボウ

○自走車防犯登録

○自転車ドロボウ

○侵入ドロボウ

○自走車防犯登録

○自転車ドロボウ

▽侵入ドロボウ(あき曇など)を防止するには、

○カギかけの徹底

○ワンドア・フロッグで戸締りの補強

○隣近所への留守依頼

▽自転車ドロボウの防止には

○防犯登録をすること

○住所・氏名を記入すること

○チェーン錠またはワイヤー錠で施錠しておくこと

○使用しないときや夜間は路上に放置しないこと

※防犯運動を機会にみなさん一人一人が被害防止に注意して明るく、すっきりとした街づくりを協力ください。

自走車防犯登録

実施のお知らせ

区内自転車商組合の協力を得て自走車の防犯登録を実施します。

日時と場所

○14日(午後1時~4時)

○水川神社(池袋本町3の13)

○西武雑貨南町駅前

○国電大塚駅南口

○15日(午後1時~4時)

○巣鴨とげぬき地蔵堂前

○16日(午後1時~4時)

○大塚神社(池袋谷3の20)

○17日(午後1時~4時)

○栗島神社(栗町2の41)

一台につき50円(1枚資料がかかり、これを完全に防犯登録をいたします)。

母子家庭の

働くお母さんと子供を

励ましてあげよう

主催公演に「招待

と き: 11月11日(土)夜の部

と き: 10月29日(日)

と き: 10月29日(日)

と き: 10月29日(日)

と き: 10月29日(日)

と き: 10月29日(日)

と き: 10月29日(日)

と き: 10月29日(日)

と き: 10月29日(日)

と き: 10月29日(日)

と き: 10月29日(日)

と き: 10月29日(日)

と き: 10月29日(日)

と き: 10月29日(日)

と き: 10月29日(日)

と き: 10月29日(日)

と き: 10月29日(日)

と き: 10月29日(日)



**健康**

お問合わせは...

池袋保健所 987-4171

巣鴨保健所 957-1191

はしか(麻疹)の

予防接種がはじまります

このたび、予防接種法施行令が改正され、本年10月から、はしか(麻疹)の予防接種が定期予防接種として実施されることになりました。

本年度はつきの方々を対象に無料を実施します。

区分	対象年齢
1	昭和52年3月1日~52年8月31日生れの方
2	昭和50年10月1日~51年4月30日生れの方
3	昭和52年4月30日以前の生れの方

このうち区分1および2に該当する方には、本年2月頃までに個別にお知らせを郵送しますので、それまでお待ちください。

区分3に該当する方には、個別にお知らせはしませんので、今まではしか(麻疹)にかかっていない方は、もよりの保健所予防課へお申し込みください。

なおお接種を受けると、その後5~14日の間1~3日間ぐらいたるさや不きげが目立ち発熱(37.5度~38.5度C)や発しん等を生ずることがありますが、この時は入浴をさげ安静にしてください。ふつうは自然になおりますが、健康状態に充分注意して観察し、必要に応じて接種を担当した医師に相談してください。

**狂犬病の予防注射**

を行います

狂犬病予防法による予防注射をつきの日に行いますので、もよりの会場でお受けください。

## 昭和53年度 第2回 狂犬病予防注射

会場	月日	時間	曜日
豊島区池袋保健所	10/16(日)	第10出張所 駒込4-12-3 第1出張所 栗崎3-16-9	午前10-12 午後1-3:30
	10/17(月)	南池袋公園 南池袋2-27 第2出張所 東池袋2-55	午前10-12 午後1-3:30
池袋保健所	10/18(火)	南池袋公園 南池袋2-21 水川神社 池袋本町3丁目	午前10-12 午後1-3:30
	10/19(水)	第5出張所 目白1-7 西池袋公園 西池袋3-20	午前10-12 午後1-3:30
豊島区長崎保健所	10/16(日)	第8出張所 長崎4-45 高松一丁目児童遊園 高松1-22	午前10-12 午後1-3:30
	10/17(月)	第6出張所 長崎2-27 第9出張所 栗町1-42	午前10-12 午後1-3:30
池袋保健所	10/18(火)	目白五丁目児童遊園 目白5-15 第7出張所 南長崎4-29	午前10-12 午後1-3:30
	10/19(水)	長崎保健所 長崎3-6-24	午前10-12 午後1-3

別の登録料300円が必要で、1 はがきで通知しました申請書の太わくの中の※印欄に記入のうえ、当日会場へお持ちください。

2 手数料は、注射料50円、注射済券交付料50円、計1000円(本年4月以降未登録の方は、2 手数料は、注射料50円、注射済券交付料50円、計1000円)

3 雨天の場合は中止し、代替日に実施します。

4 すでに、10月以降注射済券の方は、注射会場または保健所へ注射済券と料金50円を持参し、注射済券の交付をうけてください。

5 当日は、犬の体を清潔にし、引綱は丈夫な鎖などを使用し、犬を自由に扱える方がつれてきてください。

▽犬が死亡または行方不明になった場合は、南池袋を区役所あるいは出張所へ提出してください。

## 家庭看護教室

どちらの家庭でもすぐでき家庭看護の方法を身につけていただくため、ついでとおり教室を開催します。お申し込みあわせてご参加ください。

▽日程と内容

○11月6日(月)  
「家庭で病人がでたら」

○11月9日(木)  
「病人を気持ちよく楽にわかせよう」

○11月13日(月)  
「病人の体を清潔にする方法」

○11月16日(木)  
「食事とくすりの世話」

○11月21日(火)  
「手当のいろいろ」

○11月27日(月)  
「伝染病の予防その他」

▽開催時間  
毎回午後1時30分~4時

▽場所  
豊島区衛生部分庁舎健康栄養科

## 住民税の三次課税と特別徴収の切り替え

昭和53年度の特別区民税・都民税は、今年の1月1日の住所地で昨年中の所得に対し課税されます。すなわち、6月と8月に納税通知書が発送されましたが、その後申告された方や、従来会社などに勤務し、住民税の特別徴収をうけていたが退職したため、普通徴収に切り替えられた方などに対し、10月7日に納税通知書が発送されました。

その年の所得に対し課税される所得の所得税と異なり、住民税は前年の所得に基づいて課税されるため、会社などを退職され、現在に無職の方でも課税されますので、ご了承ください。

## 私たちの国民年金

わが国には、国民年金、厚生年金保険、各種共済組合など8つの公的年金制度があります。

それらの目的は、歳をとったり障害者となったり、生計の中心者が亡くなったとき、年金を支給して、生活の安定を図ろうとするもので、国が給付費の一部や事務費などを負担しています。

このうち、国民年金は商工業・サービス業などの自営業者・自由業者、その家族および18歳未満の事業所の従業員とその家族が加入対象となります。

それらの人は、20歳から60歳までの間、必ず加入しなければなりません。

また、厚生年金などの公的年金加入者の配偶者は、希望により任意加入することがあります。

国民年金から支給される年金の種類は、他の制度より多く、老齢年金、遺族老齢年金、障害年金、母子・遺児年金、遺児年金、寡婦年金の7種類があり、支給される年金額は、老齢年金(25年保険料を納めた人の場合)45万5100円、遺族年金(25年保険料を納めた人の場合)45万5100円、遺児年金(遺児年金)46万2100円です。

この年金額は、物価の上昇に応じて引上げられる仕組みになっていますので、将来目減りすることがありません。

国民年金の保険料は、定額で1か月2730円です。保険料を納めることが困難な方には、免除の制度があります。

これらについて詳しくは、無通月間に行われている年金相談をご利用ください。

※10月は国民年金普及推進月間につき、都から専門官が出向いて相談に応じていますのでご利用ください。

お問い合わせは国民年金課管理係(2603)

## 行政相談週間開始

10月15日~10月21日

当区では行政週間に伴い巡回行政相談所が開設されます。

相談内容: 年金、交通安全、郵便、住宅、道路、河川、農地、電話、役所や公社、公園の仕事を担当する者について相談に応じています。お気軽にご相談ください。

日時と場所

○10月17日(火) 午後1時~4時  
老人福祉センター

○10月19日(木) 午後1時~4時  
池袋本町ことばの家

※なお、この週間外でも毎月第一、第四水曜日に豊島区民センターで午後1時~4時まで相談に応じています。どうぞご利用ください。



○番号はすべて区役所 (981-1111)の内線です

第11回豊島区徒歩オリエンテーリング教室

- 奥武蔵の丘陵地帯をゲレンデに地図とコンパスをたよりに歩くスボリーオリエンテーリングをしてみませんか。
○とき：10月22日(日)
○ところ：入間市付近
○対象：小学5年以上の区民の方
○定員：30名(先着順)
○費用：20円(地図代・保険料等)
○申込み：17日までに参加費を添えて区役所体育課窓口へ。保護者の承諾書が必要です。
○詳細：体育係③3485へ。

初心者卓球教室

- とき：10月13・27日、11月10・17日、12月1・8・15・22日
1月12・19・26日、2月2日
午前9時30分～11時30分
○ところ：千歳世福体育場
○対象：区内在住または在勤の方
○定員：30名(先着順)
○用具：卓球ラケット、屋内用シューズは各自持参すること。
○費用：2千円
○申込み：10月13日午前9時30分から受付ください。
○詳細：当所⑧17503へ。

初心者なぎなた教室

- とき：10月17日～11月14日の毎週火曜日(計5回)
午後5時30分～7時30分
○ところ：千歳世福体育場
○対象：区内在住または在勤の方
○定員：20名(先着順)

区民教室受講生募集

- さきにご募集しました区民教室の次の科目については、若干名余裕がありますので、お申込みください。(電話申込みも可)
○現代詩(菊本太朗・中色)
○日時：10月18日～12月6日の毎週水曜日午後6時30分～8時30分
○会場：区民センター
○申込み：社会教育課事務係③3465へ。
○宇宙へのいざない
○日時：10月20日～12月15日の毎週金曜日午後7時～9時
○場所：区立青年館
○申込み：当所⑧17503へ。

中国の文化
その言語をおして
講師：元東京大学教授 栗原 明保氏
○日時：10月20日(金)
午後6時30分～8時30分
○会場：区民センター会議室
○対象：区内在住または在勤の方
○定員：100名
○申込み：当日まで社会教育課事務係③3465で受け付け。

特別教養講座

- 池袋育英奨励会では、奨励生を次の要領で募集しています。
○資格：豊島区内に住所のある方(単身上京者は除く)
○人員：高校生2名、大学生2名
○奨励金：月額で高校生3千円、大学生4千円(送迎費なし)
○応募用紙交付締切り：10月16日
○応募締切り：10月20日正午
○応募用紙の交付と同一合わせ
〒100 豊島区南池袋1-16の15
西武鉄道ビル2階
池袋育英奨励会事務局
電話：20337

無料街頭不動産相談所

- 日時：10月14日(土)
午前10時～午後4時
○場所：池袋東口パルコ前
大塚中学校体育館
スポーツ開放のお知らせ
11月から大塚中学校体育館を校間スポーツに開放します。
利用を希望する団体は登録してください。(11月分は先着順)
○設備：バレー・バスケット・卓球・バドミントン
○利用日：毎週水・土曜日
○利用時間：午後6時～9時
○使用料：1時間200円
○登録：体育課管理係③3481
○このほか、美司谷・池袋・西果・道和の各中学校の体育館を団体利用に開放しています。
接原フアイト村建設の集い
交通安全啓発を励ます会では、今まで商品回収などを行い、交通安全啓発およびその家庭に対していろいろな福祉活動を続けてまいりましたが、今回接原村に車イス利用

60歳以上の方へ音楽教室

- とき：毎週月曜日 午後1時～2時30分
○ところ：老人福祉センター
○定員：15名(先着順)
○申込み：10月12日～14日、当所⑧17503へ。

囲碁教室

- とき：11月7日～1月30日の毎週火曜日 午前10時30分～正午
○ところ：池袋本町ことばきの家
○内容：初心者入門の基礎から
○定員：30名(初心者歓迎)
○講師：大友 敏郎氏
○申込み：10月11日から当所で受け付け(電話不可)
○詳細：⑧10041へ。

皆さんのご協力をお願いします。
お問い合わせは、東京都西交通実態調査実施本部⑧1361までどうぞ。
都税事務所から
旅館での宿泊とこれに伴う飲食を1人で1泊千500円を宿泊料金から控除(基礎控除)して料理飲食等消費税を計算しますが、10月1日からはこの控除額が2千円に引き上げられました。
この場合は、小売業者や消費者でも、軽油引取税が課税され、申告前付していたこととなり、軽油以外の石油を混ぜあわせて軽油を作り販売したとき
軽油に軽油以外の石油を混ぜあわせて軽油を作り販売したとき
軽油以外の石油を自動車の燃料として使ったとき
公給徴収証を受けとりましようの税金はお店などの経営者の方が、利用者から利用料金と一緒にあずかり、都に払込むシステムになっています。利用者には納税のしるしとなる「公給徴収証」や「領収証」の「私領徴収証」をお渡しすることになります。
領収証は、必ず受けとりましょう。それが正しい納税につながります。
豊島都税事務所 ⑧11211
板橋高齢者無料職業紹介所から
高齢者が働ける場
じっくりご協力ください
高齢者は、力仕事や時間的制約のある仕事を除き、若干の工夫と思いやりがあれば、大抵の仕事ができます。あなたの職場でも、つぎのような仕事はありませんか。
事務関係：経理や調査の補助、書類の整理、宛名書きなど
技術関係：機械工の補助、印刷
および製本の補助など
単純作業：商品や製品の仕訳、小物の荷造りや包装など
その他：店舗や工場の清掃、夜間・早朝の管理など
費用だけでなく、臨時・パート等の仕事も相談ください。
利用のしかた
○窓口で申込み(求人票・求職票)にご記入ください。
○受付は午前9時から午後4時まで、土曜日は午前11時までです。(日曜・祝日は休みです)
○豊島区立老人福祉センター⑧15896でも出張相談を行っています。受付は午前10時から午後3時までです。
池袋公共職業安定所から
10月は「中高年齢者雇用促進月間」です。
みなさんの企業でも、今一度、定年延長と中高年齢者の雇入れをご検討ください。
定年延長、中高年齢者の雇用には、奨励金、給付金制度が設けられています。

宮公所だより

「協力を」
東京都都市計画局から
交通実態調査に
都では、通勤ラッシュ、道路の渋滞、交通事故などの交通問題を考えるために、交通実態調査(パルス・モニター調査)を実施しました。
この調査により、各種交通機関の便れ方、あるいは道路の便れ方を知り、交通計画や街づくりに役立ちます。
調査期間は10月1日～11月30日の2か月間、この間に約1%の家庭を調査員が訪問しますので、

無料街頭不動産相談所

- 日時：10月14日(土)
午前10時～午後4時
○場所：池袋東口パルコ前

60歳以上の方へ音楽教室

- とき：毎週月曜日 午後1時～2時30分
○ところ：老人福祉センター
○定員：15名(先着順)
○申込み：10月12日～14日、当所⑧17503へ。

囲碁教室

- とき：11月7日～1月30日の毎週火曜日 午前10時30分～正午
○ところ：池袋本町ことばきの家
○内容：初心者入門の基礎から
○定員：30名(初心者歓迎)
○講師：大友 敏郎氏
○申込み：10月11日から当所で受け付け(電話不可)
○詳細：⑧10041へ。

および製本の補助など
単純作業：商品や製品の仕訳、小物の荷造りや包装など
その他：店舗や工場の清掃、夜間・早朝の管理など
費用だけでなく、臨時・パート等の仕事も相談ください。
利用のしかた
○窓口で申込み(求人票・求職票)にご記入ください。
○受付は午前9時から午後4時まで、土曜日は午前11時までです。(日曜・祝日は休みです)
○豊島区立老人福祉センター⑧15896でも出張相談を行っています。受付は午前10時から午後3時までです。
池袋公共職業安定所から
10月は「中高年齢者雇用促進月間」です。
みなさんの企業でも、今一度、定年延長と中高年齢者の雇入れをご検討ください。
定年延長、中高年齢者の雇用には、奨励金、給付金制度が設けられています。

宮公所だより

「協力を」
東京都都市計画局から
交通実態調査に
都では、通勤ラッシュ、道路の渋滞、交通事故などの交通問題を考えるために、交通実態調査(パルス・モニター調査)を実施しました。
この調査により、各種交通機関の便れ方、あるいは道路の便れ方を知り、交通計画や街づくりに役立ちます。
調査期間は10月1日～11月30日の2か月間、この間に約1%の家庭を調査員が訪問しますので、

無料街頭不動産相談所

- 日時：10月14日(土)
午前10時～午後4時
○場所：池袋東口パルコ前

60歳以上の方へ音楽教室

- とき：毎週月曜日 午後1時～2時30分
○ところ：老人福祉センター
○定員：15名(先着順)
○申込み：10月12日～14日、当所⑧17503へ。

囲碁教室

- とき：11月7日～1月30日の毎週火曜日 午前10時30分～正午
○ところ：池袋本町ことばきの家
○内容：初心者入門の基礎から
○定員：30名(初心者歓迎)
○講師：大友 敏郎氏
○申込み：10月11日から当所で受け付け(電話不可)
○詳細：⑧10041へ。

皆さんのご協力をお願いします。
お問い合わせは、東京都西交通実態調査実施本部⑧1361までどうぞ。
都税事務所から
旅館での宿泊とこれに伴う飲食を1人で1泊千500円を宿泊料金から控除(基礎控除)して料理飲食等消費税を計算しますが、10月1日からはこの控除額が2千円に引き上げられました。
この場合は、小売業者や消費者でも、軽油引取税が課税され、申告前付していたこととなり、軽油以外の石油を混ぜあわせて軽油を作り販売したとき
軽油に軽油以外の石油を混ぜあわせて軽油を作り販売したとき
軽油以外の石油を自動車の燃料として使ったとき
公給徴収証を受けとりましようの税金はお店などの経営者の方が、利用者から利用料金と一緒にあずかり、都に払込むシステムになっています。利用者には納税のしるしとなる「公給徴収証」や「領収証」の「私領徴収証」をお渡しすることになります。
領収証は、必ず受けとりましょう。それが正しい納税につながります。
豊島都税事務所 ⑧11211
板橋高齢者無料職業紹介所から
高齢者が働ける場
じっくりご協力ください
高齢者は、力仕事や時間的制約のある仕事を除き、若干の工夫と思いやりがあれば、大抵の仕事ができます。あなたの職場でも、つぎのような仕事はありませんか。
事務関係：経理や調査の補助、書類の整理、宛名書きなど
技術関係：機械工の補助、印刷
および製本の補助など
単純作業：商品や製品の仕訳、小物の荷造りや包装など
その他：店舗や工場の清掃、夜間・早朝の管理など
費用だけでなく、臨時・パート等の仕事も相談ください。
利用のしかた
○窓口で申込み(求人票・求職票)にご記入ください。
○受付は午前9時から午後4時まで、土曜日は午前11時までです。(日曜・祝日は休みです)
○豊島区立老人福祉センター⑧15896でも出張相談を行っています。受付は午前10時から午後3時までです。
池袋公共職業安定所から
10月は「中高年齢者雇用促進月間」です。
みなさんの企業でも、今一度、定年延長と中高年齢者の雇入れをご検討ください。
定年延長、中高年齢者の雇用には、奨励金、給付金制度が設けられています。